

3.4.5 既存不適格一覧及び安全対策一覧表

エレベーター (ロープ式及び油圧式)

検査結果表No	検査項目	目的・説明	施行年月日	準拠法令	乗用人荷	寝台用	自動車用	荷物用
1.(1) *1(1)	機械室への通路及び出入口の戸	<ul style="list-style-type: none"> 日常の保守及び修繕に支障のない通路(幅70cm以上、高さ180cm以上)を確保する。 出入口戸は施錠できる鋼製の戸を設ける。 機械室への階段けあげ23cm以下、踏面15cm以上で、側壁又は手すりを設ける。 	昭和46年1月1日	令第129条の9第四号 令第129条の9第五号	○	○	○	○
1.(2) *1(2)	機械室内の状況並びに照明装置及び換気設備等	<ul style="list-style-type: none"> 昇降機以外の設備等の状況。漏水、窓の破損状況。 機械室床、機器の汚損状況。照明装置、換気設備の設置。 	昭和46年1月1日	令第129条の9第三号	○	○	○	○
1(18) *1(20)	駆動装置等の耐震対策	<ul style="list-style-type: none"> 地震時に、機械室設置機器の移動や転倒を防止するとともに主索が綱車から外れないようロープガードを設けること。 	昭和56年6月1日 平成21年9月28日	令第129条の4第3項第四号 令第129条の8第1項 平21国告第703号 平20国告第1498号	○	○	○	○
2(6) *2(6)	主索又は鎖の緩み検出装置	<ul style="list-style-type: none"> 油圧エレベーター(間接式)及び巻胴式エレベーターで下降時かごの異常停止(物の挟まれ等)で主索又は鎖の緩みを検出する装置。 	昭和34年1月1日 昭和57年12月1日	令第129条の10第2項 平12建告第1423号第5 第二号ロ	○	○	○	○
2(8) *2(7)	はかり装置	<ul style="list-style-type: none"> 積載荷重に1.1を乗じて得た数値を超えた荷重が作用した場合に警報を発生し、かつ出入口戸の閉鎖を自動的に制止する装置 	昭和46年6月1日	令第129条の10第3項第四号イ	○	○	-	-
2(9) *2(13)	戸開走行保護装置	<ul style="list-style-type: none"> 駆動装置又は制御器に故障が生じ、かごの停止位置が著しく移動した場合、かご及び昇降路のすべての出入口の戸が閉じる前にかごが昇降した場合、自動的に制止する装置。 	平成21年9月28日	令第129条の10第3項第一号	○	○	○	○ 条件付き
2(10) *2(14)	地震時等管制運転装置	<ul style="list-style-type: none"> P波(初期微動)とS波(水平主要動)を検知できる感知器を設置し、自動的にかごを昇降路の出入口の戸の位置に停止させ、戸を開くことができる装置。検知後直ちに、その旨をかご内の見やすい場所に表示する。停電時対策として自家発電源又はバッテリー等の予備電源による救出運転できること。 	平成21年9月28日	令第129条の10第3項第二号 平20国告第1536号第2第三号 第四号	○	○	△	△ 条件付き
3(1) *3(1)	かごの壁又は囲い、天井及び床	<ul style="list-style-type: none"> かごの壁又は囲いに使用するガラスにあつては、手すりを床面から0.8m以上1.1m以下の高さの位置に設ける。 	平成22年9月28日	平20国告第1455号第1第五号ロ	○	○	○	○
3(2) *3(2)	かごの戸及び敷居	<ul style="list-style-type: none"> かごの戸に人又は物が挟まった時、戸が反転すること。 かごの戸は開き戸、引き戸、折りたたみ戸(乗用、寝台用)とする。ただし、乗用及び寝台用以外は上下とすることができる。 	平成21年9月28日 平成22年9月28日 平成22年12月22日	平20国告第1455号第2 第七号 平20国告第1455号第2 第二号 平22国告第1524号	○	○	○	○
3(11) *3(12)	かごの照明装置	<ul style="list-style-type: none"> 乗用及び寝台用のエレベーターは照度が床面で50ルクス以上、それ以外のエレベーターは25ルクスの照度を確保する。 	平成21年9月28日	平20国告第1455号第1第八号	○	○	○	○
3(12) *3(13)	停電灯装置	<ul style="list-style-type: none"> 乗用及び寝台用のエレベーターは床面で1ルクス以上の照度を確保する。 	昭和46年1月1日	令第129条の10第3項第四号ロ	○	○	-	-
3(13) *3(14)	かごの床先	<ul style="list-style-type: none"> 出入口の床先とかごの床先は4cm以下、又乗用及び寝台用エレベーターのかご床先と昇降路壁との水平距離は12.5cm以下にすること。 	昭和56年6月1日	令第129条の7第四号	○	○	-	-
4(7) *4(10)	かごの非常救出口	<ul style="list-style-type: none"> 閉じ込め時に人を救出できる救出口にはロック及びスイッチを設ける。 (平12建告1413号第1第一号;天井救出口のないエレベーターを規定) 	昭和46年1月1日 平成21年9月28日	令第129条の6第四号	○	○	○	○
4(11) *4(13)	施錠装置	<ul style="list-style-type: none"> 昇降路内戸には施錠装置を設けること。 施錠装置の結合部分は、7mm以上であること。 昇降路内設置機器(煙感知器等)の点検口がある場合はスイッチを設けること。 	平成21年9月28日 平成21年9月28日	令第129条の7第三号 平20国告第1447号第一号 第二号、第四号、第六号 令第129条の7第一号	○	○	○	○
4(13) *4(15)	乗り場の戸及び敷居	<ul style="list-style-type: none"> 乗り場の戸は引き戸(乗用、寝台用)とする。ただし、乗用及び寝台用以外は上下とすることができる。 	平成22年9月28日	平20国告第1454号第六号	○	○	-	-
4(14) *4(16)	昇降路内の耐震対策	<ul style="list-style-type: none"> かご・釣合いおもりの脱レール防止対策をする。 ロープガードの取付 ガイドシューのかかり代 調速機ロープ、移動ケーブル、釣合いロープ等の突出物に対する保護処置 	昭和56年6月1日 平成21年9月28日	令第129条の4第3項 第三号、第四号 令第129条の7第五号イ 平20国告第1494号 平20国告第1495号 平20国告第1498号 令第129条の8第1項	○	○	○	○
5(3) *5(3)	乗り場の戸の遮煙構造	<ul style="list-style-type: none"> 火災時、乗場戸隙間より昇降路内へ煙が入らないように対策する。 	平成14年6月1日	昭48建告示第2563号第1第一号	○	○	○	○

検査結果表No	検査項目	目的・説明	施行年月日	準拠法令	乗用人荷	寝台用	自動車用	荷物用
6(12) *6(11)	ピット内の耐震対策	<ul style="list-style-type: none"> •かご下綱車、釣合いロープ、調速機ロープに外れ止めを設ける。 •地震時ピット内機器にケーブル及びロープ等が絡まないように対策をする。 •突起物への対策 	昭和56年6月1日 平成21年9月28日	令第129条の7第五号イ 平20国告第1494号 平20国告第1495号 平20国告第1498号 令第129条の4第3項 第三号、第四号	○	○	○	○

(注)1. 検査結果表No欄に示す番号は、昇降機(ロープ式エレベーター)検査結果表の番号を示す。

(注)2. *付きの番号は昇降機(油圧式エレベーター)の検査結果表の番号を示す。

(注)3. 条件付きとは(共に人が乗らないもの)であれば対象外であることを示す。

エスカレーター

検査結果表No	検査項目	目的・説明	施行年月日	準拠法令
3.(6)	踏段相互のすき間	•踏段と踏段のすき間は、5mm以下とすること。	平成12年6月1日	令第129条の12第1項第一号 平12建告第1417号第1第一号、第二号
3.(7)	スカートガード	•踏段側部とスカートガードのすき間は、5mm以下とすること。		
4.(1)	インレットスイッチ	•手すりベルト入り込み口に子供の手や指、異物が入った時に運転を停止する装置。	昭和56年6月1日	令第129条の12第5項 平12建告第1424号第二号ホ
4.(3)	スカートガードスイッチ	•踏段側面とスカートパネル間に靴や異物が挟まった時に運転を停止する装置。	昭和56年6月1日	令第129条の12第5項 平12建告第1424号第二号ニ
5.(1)	交差部固定保護板	•手すりベルトと交差する壁、天井等の間に人が衝突や挟まれることを防止する装置。	平成12年6月1日	令第129条の12第1項第一号 平12建告第1417号第1第三号

エスカレーター その他の安全対策

検査結果表No	検査項目	目的・説明
5.(2)	転落防止柵、進入防止用仕切板及び誘導柵	•エスカレーター周りの壁、柵等から子供が進入し挟まれたり転落するのを防止する。
5.(3)	落下物防止網	•エスカレーター周りからの落下物を下の人等に当たらないように受ける。
5.(4)	踏段上直部の障害物	•車いす運転時でも踏段直上部2100mmを確保出来ていること。
5.(5)	交差部可動警告板	•手すりベルトと交差する壁、天井等の間に人が衝突や挟まれる前に警告する。
5.(7)	登り防止用仕切板	•エスカレーター外側板の上に子供等が登ることを防止する。

小荷物専用昇降機

検査結果表No	検査項目	目的・説明	施行年月日	準拠法令
4.(6)	ドアロック	•フロアタイプにはドアロック装置を設けること。 (テーブルタイプは対象外)	平成12年6月1日	令第129条の12第13第四号